



なっトクプラン L

(主契約料金表)

2025年12月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

このなットクプランL料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪ガスネットワーク株式会社（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます。）が定める託送供給約款（2025年4月1日実施。なお、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の供給区域における一般の需要で、事業の用に供するためにガスを使用されるお客さまに適用いたします。

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は、なットクプランLといたします。

3 定 義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約最大使用量

契約使用期間中においてお客さまが使用すると予定される1時間当たりの最大の使用量をいいます。

(2) 実績最大使用量

料金の算定期間中においてお客さまが使用された1時間当たりの最大の使用量をいいます。

(3) 契約年間使用量

契約使用期間中においてお客さまが使用すると予定される使用量の合計をいいます。

(4) 実績年間使用量

契約使用期間中においてお客さまが使用された使用量の合計をいいます。

す。

4 適用範囲

次のいずれにも該当する場合で、当社との協議が整ったときに適用いたします。

なお、この料金表から他の料金表に変更された後1年に満たないお客さまについては、この料金表を適用いたしません。

- (1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上で、かつ、20,000立方メートル以上であること。

5 契約使用期間

契約使用期間は、次によります。

- (1) 契約使用期間は、原則として、料金適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12月目の託送約款等に定める定例検針日（以下「定例検針日」といいます。）までといたします。ただし、料金適用開始の日が、同日が属する月の定例検針日の翌々日以降の場合には、契約使用期間は料金適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として13月目の定例検針日までといたします。

なお、お客さまが契約最大使用量を変更される場合で、当社が必要と認めるときには、変更した日を料金適用開始の日として、契約使用期間を新たに定めます。

- (2) 契約使用期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからでも契約変更等の申出がない場合は、この料金表による契約は、契約使用期間満了後も同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約使用期間満了前は、新たな契約使用期間を、契約締結前交付書面の交付に代えて、この料金表による契約の継続後は、新たな契約使用期間、需給契約

の成立日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を，契約締結後交付書面の交付に代えて，電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお，変更とならないその他の事項については，お知らせを省略することがあります。

- (3) 契約使用期間満了に先だって，原則として他の料金表に変更することはできません。

6 契約最大使用量および契約年間使用量

契約最大使用量および契約年間使用量は，それぞれ次のとおりといたします。

(1) 契約最大使用量

原則として，ガスメーターの能力の合計値といたします。ただし，当社が認める場合には，使用するガス機器の内容等を基準として，お客さまと当社との協議によって定める値といたします。

(2) 契約年間使用量

前12月の実績年間使用量等を基準として，お客さまと当社との協議によって定める値といたします。

7 実績最大使用量の算定

実績最大使用量は，原則として，契約最大使用量と同一の値といたします。ただし，お客さまが希望される場合で，当社との協議が整ったときは，当社の指定する負荷計測器（以下「負荷計測器」といいます。）を設置し，負荷計測器の検針値（負荷計測器の読みによるものとし，その読みは整数位までといたします。）により実績最大使用量を算定いたします。この場合には，6（契約最大使用量および契約年間使用量）(1)にかかわらず，契約最大使用

量は、前12月の実績最大使用量等を基準として、お客さまと当社との協議によって定める値といたします。

なお、負荷計測器の故障等により検針値が確定できない場合の実績最大使用量の算定にあたっては、当該月の負荷計測器の検針値は用いません。

8 料 金

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、ガス供給条件（2025年4月1日実施。以下「供給条件」といいます。なお、当社が供給条件を変更した場合には、変更後の供給条件によります。）別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が64,090円を下回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が64,090円を上回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

(2) 料 金 表

イ 基本料金

基本料金は、1月につき定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。

なお、流量基本料金は、契約最大使用量によって算定いたします。

(イ) 定額基本料金

1 契約につき	19,795 円 04 銭
---------	---------------

(ロ) 流量基本料金

1 立方メートルにつき (流量基本料金率)	1,088 円 27 銭
--------------------------	--------------

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき	70 円 59 銭
-------------	-----------

9 日 割 計 算

- (1) 供給条件17（日割計算）(1)の適用を受ける場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。ただし、従量料金は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が64,090円を下回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表（原料費調整）によって算定された平均原料価格が64,090円を上回る場合は、供給条件別表（原料費調整）によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

イ 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30}$$

ロ 従量料金

従量料金は、料金の算定期間における使用量によって算定いたします。

- (2) 5（契約使用期間）(2)によりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件31（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約使用期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

10 精 算 額

お客さまは、次のいずれかに該当する場合には、次に定める各精算額を支払うものといたします。ただし、当社がやむをえないと判断した場合は、この限りではありません。

- (1) 契約最大使用量超過精算額

イ お客さまは、契約使用期間中に実績最大使用量が契約最大使用量の110パーセントをこえる場合には、次によって算定される契約最大使用量超過精算額を支払うものといたします。

契約最大使用量超過精算額

$$= (3)ロの税込精算流量基本料金率 \\ \times (実績最大使用量 - 契約最大使用量) \times 12 \times 1.1$$

ロ お客さまは、契約使用期間中に支払うことが確定している契約最大使用量超過精算額（以下「確定精算額」といいます。）がある場合で、イによって算定される金額が確定精算額をこえるときには、その差額を契約最大使用量超過精算額として支払うものといたします。

ハ 当社は、契約使用期間中において契約最大使用量が増量となる場合で、変更日前にイまたはロによって契約最大使用量超過精算額を支払うことが確定しているときには、次によって算定される契約最大使用量超過精算額調整金を精算するものといたします。

契約最大使用量超過精算額調整金

$$= (3)ロの税込精算流量基本料金率 \\ \times (実績最大使用量 - 変更前の契約最大使用量) \\ \times \frac{(30 - \text{日割計算対象日数})}{30} \\ + (3)ロの税込精算流量基本料金率 \\ \times (実績最大使用量 - 変更前の契約最大使用量) \\ \times \frac{\text{変更日の属する月の翌月から契約使用期間満了日の属する月までの月数}}{12}$$

(2) 契約中途変更等精算額

お客さまは、契約使用期間中に次のいずれかにより、当社との需給契約が変更または消滅となる場合には、次によって算定される契約中途変更等精算額を支払うものといたします。

イ 契約最大使用量が増量となる場合

契約中途変更等精算額

$$\begin{aligned} &= (3) \text{口の税込精算流量基本料金率} \\ &\quad \times (\text{変更後の契約最大使用量} - \text{変更前の契約最大使用量}) \\ &\quad \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30} \\ &\quad + (3) \text{口の税込精算流量基本料金率} \\ &\quad \times (\text{変更後の契約最大使用量} - \text{変更前の契約最大使用量}) \\ &\quad \times \text{契約開始月から変更日の属する月の前月までの月数} \\ &\quad + \text{当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約} \\ &\quad + \text{款等に定める中途解約精算額（消費税等相当額を含む）} \end{aligned}$$

ロ 契約最大使用量が減量となる場合

契約中途変更等精算額

$$\begin{aligned} &= \{(4) \text{口の税抜精算流量基本料金率} \\ &\quad \times (\text{変更前の契約最大使用量} - \text{変更後の契約最大使用量}) \\ &\quad \times \frac{(30 - \text{日割計算対象日数})}{30} \\ &\quad + (4) \text{口の税抜精算流量基本料金率} \\ &\quad \times (\text{変更前の契約最大使用量} - \text{変更後の契約最大使用量}) \\ &\quad \times \text{変更日の属する月の翌月から契約使} \\ &\quad \times \text{用期間満了日の属する月までの月数} \\ &\quad - \text{当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等} \\ &\quad - \text{に定める個別契約中途変更補償料（消費税等相当額を除く）}\} \\ &\quad + \text{当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等} \\ &\quad + \text{に定める個別契約中途変更補償料（消費税等相当額を含む）} \\ &\quad + \text{当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約} \\ &\quad + \text{款等に定める中途解約精算額（消費税等相当額を含む）} \end{aligned}$$

ハ 供給者切替により廃止となる場合

契約中途変更等精算額

$$\begin{aligned} &= \{(4) \text{の税抜精算基本料金} \\ &\quad \times \frac{(30 - \text{日割計算対象日数})}{30} \end{aligned}$$

+ (4)の税抜精算基本料金

× 消滅日の属する月の翌月から契約使用期間満了日の属する月までの月数

－ 託送約款等に定める託送供給料金の基本料金相当額（消費税等相当額を除く）

× 消滅日の属する月の翌月から契約使用期間満了日の属する月までの月数

+ 当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等に定める中途解約精算額（消費税等相当額を含む）

ニ ハ以外の理由により廃止または解約となる場合

契約中途変更等精算額

= (4)の税抜精算基本料金

× $\frac{(30 - \text{日割計算対象日数})}{30}$

+ (4)の税抜精算基本料金

× 消滅日の属する月の翌月から契約使用期間満了日の属する月までの月数

－ 当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等に定める個別契約中途解約補償料（消費税等相当額を除く）

+ 当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等に定める個別契約中途解約補償料（消費税等相当額を含む）

+ 当社が当該一般ガス導管事業者から請求を受ける託送約款等に定める中途解約精算額（消費税等相当額を含む）

(3) 税込精算基本料金

税込精算基本料金は、1月につき税込精算定額基本料金と税込精算流量基本料金の合計といたします。

なお、税込精算流量基本料金は、契約最大使用量によって算定いたします。

イ 税込精算定額基本料金

1 契約につき	19,795 円 04 銭
---------	---------------

ロ 税込精算流量基本料金

1 立方メートルにつき (税込精算流量基本料金率)	1,088 円 27 銭
------------------------------	--------------

(4) 税抜精算基本料金

税抜精算基本料金は、1 月につき税抜精算定額基本料金と税抜精算流量基本料金の合計といたします。

なお、税抜精算流量基本料金は、契約最大使用量によって算定いたします。

イ 税抜精算定額基本料金

1 契約につき	17,995 円 49 銭
---------	---------------

ロ 税抜精算流量基本料金

1 立方メートルにつき (税抜精算流量基本料金率)	989 円 34 銭
------------------------------	------------

11 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

当社の供給ガスにおける熱量、圧力および燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、当社供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……………45メガジュール

最低熱量……………44メガジュール

圧 力 最高圧力……………2.5キロパスカル

最低圧力……………1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……………47

最低燃焼速度……………35

最高ウォッベ指数……………	57.8
最低ウォッベ指数……………	52.7
ガスグループ……………	13A
燃焼性の類別（旧呼称）……………	13A

12 負荷計測器の設置および負担

お客さまが負荷計測器の設置を希望される場合で、当社が設置を認めるときには、次のとおりといたします。

- (1) 負荷計測器は、当社が選定し、かつ、当社の所有とし、その設置等は当社が行います。
- (2) 当社は、負荷計測器の設置場所（負荷計測器の支持物を含みます。）について、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに負荷計測器の取付けおよび取外し工事が容易な場所を、お客さまと協議によって決定し、お客さまは、その場所を当社に無償で提供していただきます。
- (3) お客さまは、負荷計測器および取付工事費の実費相当額ならびに管理費等の合計額（以下「取付関係工事費」といいます。）を、当社に支払うものといたします。

なお、需給契約が消滅または変更となる場合には、当社は、原則として、負荷計測器の残存価額から取外工事費の実費相当額を差し引いた金額を精算するものといたします。

- (4) お客さまの希望によって、当社が、負荷計測器の取付位置を変更する場合には、お客さまは、その実費相当額を支払うものといたします。
- (5) 法令により負荷計測器を取り替える場合には、お客さまは、取外工事費および取付関係工事費を当社に支払うものといたします。
- (6) お客さまの責めとなる理由により、負荷計測器を損傷し、または亡失した場合は、お客さまは、次の金額を、当社に支払うものといたします。

イ 修理可能の場合

修理費

ロ 亡失または修理不可能の場合

取外工事費

13 そ の 他

お客さまが、この料金表による契約の廃止を希望される場合には、原則として、廃止を希望される日の3月前までに当社にその旨を申し出ていただきます。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2025年12月1日から実施いたします。ただし、料金の算定期間の終期が2025年11月30日までとなる料金については、変更前のなっトクプランL料金表によります。

2 適用する供給条件についての特別措置

この料金表実施の際現に定められていた契約使用期間満了までに適用する供給条件は、8（料金）(1)にかかわらず、この料金表実施の際現にお客さまに適用していた供給条件といたします。

別 表

原料費調整

- (1) 供給条件別表（原料費調整）に定める α および β の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.9476$$

$$\beta = 0.0569$$

- (2) 供給条件別表（原料費調整）に定める基準原料価格は、次のとおりといたします。

基準原料価格	64,090 円
--------	----------

- (3) 供給条件別表（原料費調整）に定める基準単価は、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘 (消費税等相当額 を含みません。)
-------------	---------------------------------

関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0001）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。